

## 政策会議付議事案書（令和7年11月14日）

提案課名 保育こども園課

報告者名 吉藤 直

事案名	民間保育所等における人材確保への支援強化について	資料 有
目的・必要性	<p>本市では、計画的な施設整備や幼稚園から認定こども園への移行に取り組み、保育の受け皿を拡大したことなどにより、4年連続待機児童ゼロを達成し、「量」の確保において一定の成果を得ていますが、全国的な問題となっている保育士不足、子どもをめぐる事故や不適切な保育事案などにより、保育の「質」の向上が求められています。そのため、令和5年度から市内の全保育所等を一堂に会した「保育の質の向上に向けた意見交換会」を開催し、質の向上に向けた議論を進めています。</p> <p>こうした中、民間保育所等においても公立認定こども園と同様に、1歳児の保育士配置を4対1とすることを、より実現しやすくするため、定数外保育士雇用費に係る補助基準を見直すことで、保育士の負担軽減を図り、安全・安心な保育環境の推進に努めています。</p> <p>その一方で、保育人材の確保においては、全国的な保育士不足や「こども誰でも通園制度」の本格実施などを背景に、本市の民間園においても令和7年8月時点で70人（1施設当たり2.26人）を募集するなど、依然として厳しい状況となっています。そのため、民間保育所等において保育人材確保を推進することができるよう、現場や保育士のニーズ等を踏まえ、園向け・保育士向けの両面から支援策の強化を図るもので</p>	
経過・検討結果	<p>令和6年 4月 本市の「保育所等支援事業補助金」のメニューとなっている「定数外保育士雇用費」を見直し、「1歳児特別配置改善分」を創設</p> <p>6月 「令和6年度秦野市保育人材に関するアンケート」を実施</p> <p>令和7年 4月 国の公定価格において、1歳児の保育士配置（6対1）改善を行うため、5対1に対する加算措置を導入</p> <p>8月 「第2回保育の質の向上に向けた意見交換会」において、保育人材確保をテーマに意見交換</p> <p>9月 「令和7年度秦野市保育人材確保に関するアンケート」を実施</p> <p>10月 私立保育園園長会において、保育人材確保に関するアンケート結果を共有し、意見交換</p>	

決定等を要する事項	<p>1 国の公定価格で導入された、5対1に対する加算措置により得られる削減額の範囲内において、以下の保育人材確保に資する補助を令和8年度から実施すること。</p> <p>(1) 保育人材確保事業費（保育所等支援事業補助金のメニューに追加）</p> <p>ア 対象経費</p> <p>(ア) 人材派遣会社等に支払う紹介手数料又は派遣業務利用料</p> <p>(イ) 求人サイト掲載料等の広告に要した経費</p> <p>イ 補助基本額（上限額）</p> <p>1 施設当たり年間500千円</p> <p>(2) 宿舎借り上げ支援事業補助金 ※国庫・県費対象</p> <p>ア 対象経費</p> <p>保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げに要する賃借料及び共益費又は管理費</p> <p>イ 対象者</p> <p>(ア) 児童福祉法第18条の6に規定する保育士資格を有するもの。</p> <p>(イ) 月120時間以上保育業務に従事している者。</p> <p>(ウ) 保育士等が住宅手当及びこれに類する手当等の支給を受けていないこと。</p> <p>(エ) 雇用開始された日の属する会計年度から起算して10年以内であること。</p> <p>※国庫対象分は5年以内、県費対象分は6年目以降の常勤保育士</p> <p>ウ 補助基本額（上限額）</p> <p>国の「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定められた額</p> <p>※令和7年度においては、一人当たり月額55千円</p> <p>エ 負担割合</p> <p>(ア) 国庫対象</p> <p>国1/2、市1/4、事業者1/4</p> <p>(イ) 県費対象</p> <p>県3/8、市3/8、事業者2/8</p>
今後の取扱い	<p>令和8年2月 令和8年3月第1回定例月会議に令和8年度当初予算案を上程 第3回保育の質の向上に向けた意見交換会（補助メニュー案の報告）</p> <p>4月 保育所等支援事業補助金等交付要綱の改正・施行</p>

## 民間保育所等における人材確保への支援強化について

### 1 趣旨

本市では、計画的な施設整備や幼稚園から認定こども園への移行に取り組み、保育の受け皿を拡大したことなどにより、4年連続待機児童ゼロを達成し、「量」の確保において一定の成果を得ていますが、全国的な問題となっている保育士不足、子どもをめぐる事故や不適切な保育事案などにより、保育の「質」の向上が求められています。そのため、令和5年度から市内の全保育所等を一堂に会した「保育の質の向上に向けた意見交換会」を開催し、質の向上に向けた議論を進めています。

こうした中、民間保育所等においても公立認定こども園と同様に、1歳児の保育士配置を4対1とすることを、より実現しやすくするため、定数外保育士雇用費に係る補助基準を見直すことで、保育士の負担軽減を図り、安全・安心な保育環境の推進に努めています。

その一方で、保育人材の確保においては、全国的な保育士不足や「こども誰でも通園制度」の本格実施などを背景に、本市の民間園においても令和7年8月時点で70人（1施設当たり2.26人）を募集するなど、依然として厳しい状況となっています。そのため、民間保育所等において保育人材確保を推進することができるよう、現場や保育士のニーズ等を踏まえ、園向け・保育士向けの両面から支援策の強化を図るもので

### 2 人材確保の状況

#### (1) 有効求人倍率

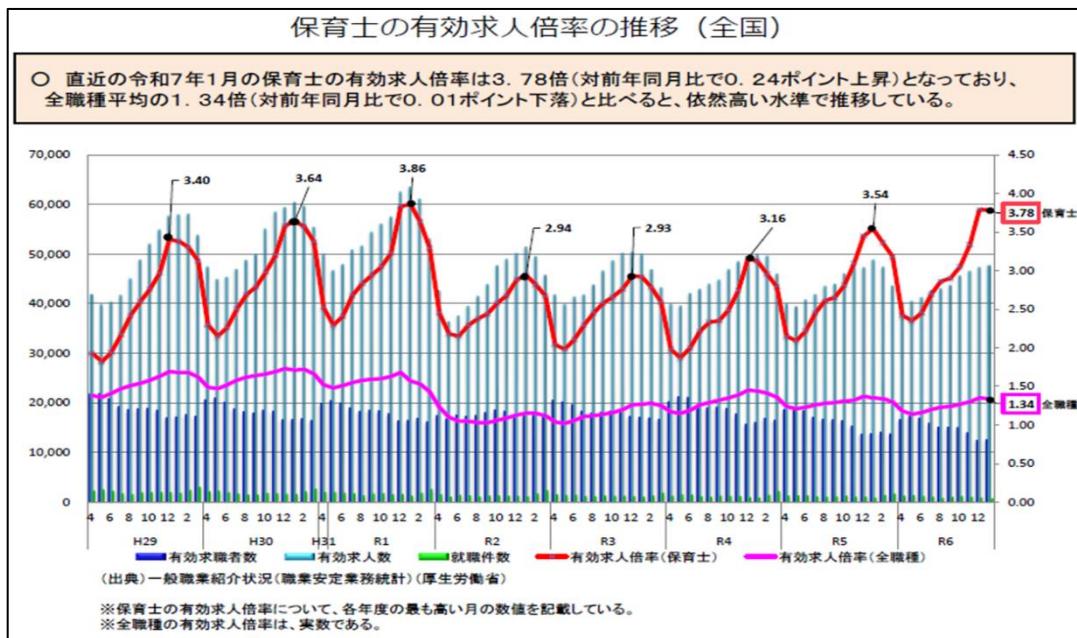
全国、神奈川県内、松田公共職業安定所管内の保育士の有効求人倍率は、いずれも前年同月比で増加している状況であり、それぞれの有効求人倍率は以下のとおりです。（図表1、2）

【図表1 有効求人倍率の比較】

区分	令和7年1月時点	令和6年1月時点	差
全国	3.78	3.54	+0.24
神奈川県内	3.51	2.99	+0.52
松田公共職業安定所	2.38	1.94	+0.44

## 【図表2 保育士の有効求人倍率の推移（全国）】

令和7年1月の保育士の有効求人倍率は3.78倍（対前年同月比で0.24ポイント上昇）となっており、全職種平均の1.34倍（対前年同月比で0.01ポイント下落）と比べると、依然高い水準で推移しています。



### （2）民間園における状況

#### ア 保育士等就労促進給付金の実績

保育士等が市内の民間保育所等に新たに就労する際に、一時金を給付する就労促進給付金制度を平成30年度から開始しており、令和6年度までの7か年で合計222人（年平均31.7人）に対し支給しています。

また、支給条件として、3年以上継続して勤務することを条件としているため、民間園や保育士からは、保育士確保のみならず、就労意欲の向上につながっているという声が上がっており、保育士の定着にも寄与しています。

#### イ 1歳児の保育士配置

1歳児の保育士配置を4対1とすることをより実現しやすくするため、令和6年度から「1歳児特別配置改善分」として補助メニューを開始するとともに、令和7年度からスタートした「秦野市こども計画」においては、1歳児の保育士配置については、公私問わず国基準（6対1）を上回る4対1を目指すこととしています。

しかし、令和6年度の補助実績では、29園中26園で活用があったものの、延べ対象月数に対する配置月数で見ると約64%の配置にとどまっています。その主な要因は保育士不足によるものとなっています。

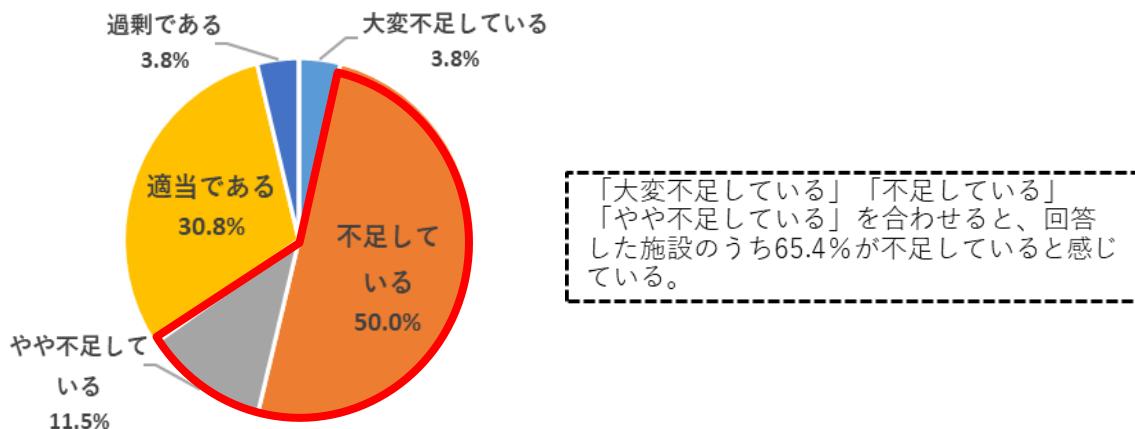
## ウ アンケート結果及び求人状況

これまでの就労促進給付金による一定の効果が得られているものの、民間園における人材確保の実態を調査するため、令和6年6月に「令和6年度秦野市保育人材に関するアンケート」を実施したところ、市内の民間園においては、依然として保育士不足や人材確保に苦慮している状況が伺えます。（図表3）

また、市ホームページに掲載している令和7年8月時点における各園の求人情報では、常勤・非常勤合わせて70人の募集（1園当たり2.26人）を行っています。

【図表3 令和6年度秦野市保育人材に関するアンケート結果（抜粋）】

問1：現在の保育士の過不足状況について  
(回答数：26/31施設)



### (3) 公立園における派遣業務の開始

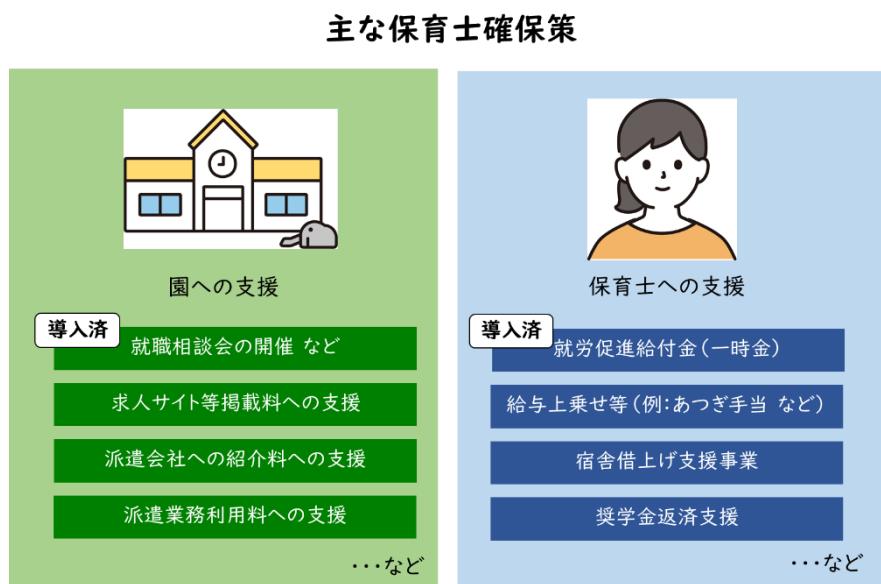
公立園においては、国の配置基準（3歳～5歳）の見直し及び乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の先行実施、育休代替職員の補充等に伴い、令和7年度は会計年度任用職員を7名増員し、予算化しました。

これにより11名の採用を予定し募集しましたが、3名の採用にとどまり、8名の職員が不足している状況でした。そのままの状態では、一時預かり事業や乳児等通園支援事業などに支障を来すおそれがあったため、令和7年9月から「派遣業務」を導入しています。

### 3 事業の必要性

主な保育士確保策のメニューは、「園への支援」と「保育士への支援」の大きく二つに分類（図表4）することができ、その両面から必要性を検討していく必要があります。

【図表4 主な保育士確保策の分類（第2回保育の質の向上に向けた意見交換会資料より）】



#### （1）園への支援（保育の質の維持・確保）

人材確保に苦慮している一部の民間園においては、安全な保育環境を確保するため、やむを得ず派遣業務等を利用している状況があります。また、公立園においても、人材確保が困難となっており、派遣業務を利用しています。

こうした状況を踏まえ、公立園との公平性に配慮するとともに、保育の質の維持・確保のためのセーフティーネットとして、派遣業務等を活用しやすい環境を整える必要があります。

また、「秦野市こども計画」において、1歳児の保育士配置については、公私問わず国基準（6対1）を上回る4対1を目指すこととしていますが、延べ配置月数で見ると約64%にとどまっていることから、常に4対1配置となるよう促進する必要があります。

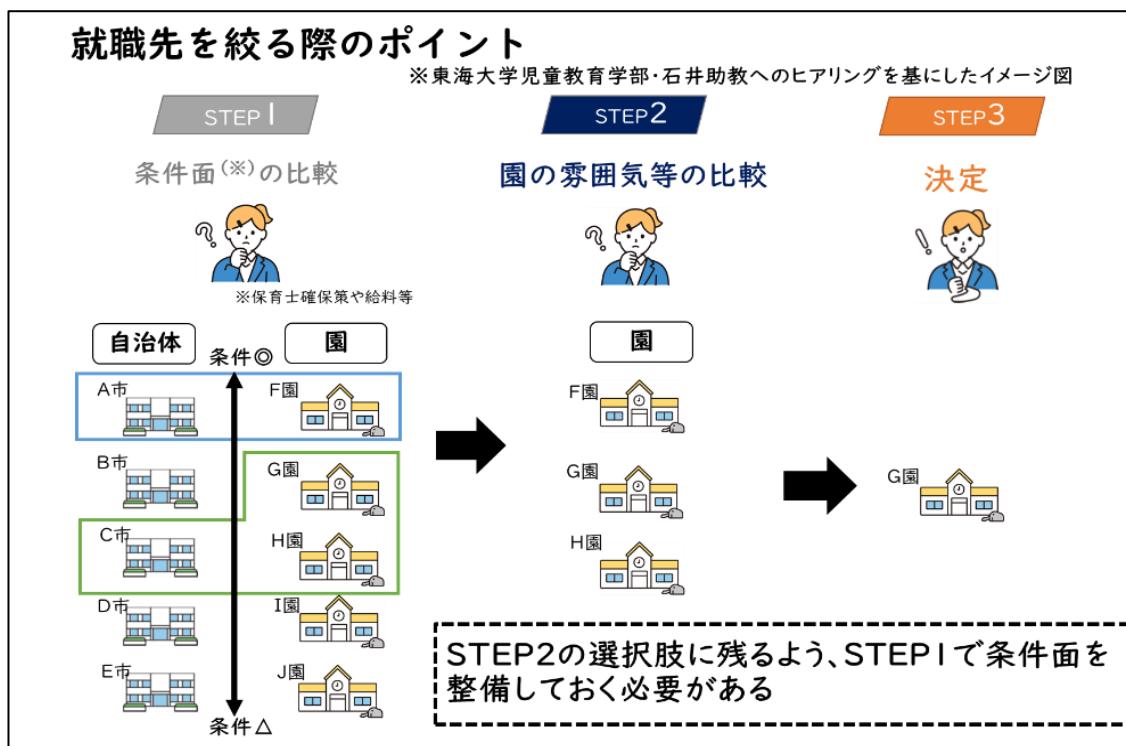
なお、令和7年6月に開催された私立保育園園長会や、同年8月に開催した「第2回保育の質の向上に向けた意見交換会」において、人材派遣業務や広告費の経費が高いため、こうした経費に対する支援があれば、人材確保に即効性を持たせることができる旨の意見をいただいています。

## (2) 保育士への支援

7月に開催された県主催の「養成施設就職ガイダンス@東海大学」において、学生の指導や相談対応を行う大学側に対してヒアリングを行った結果、就職先を絞る際のポイントとして、第1段階で条件面（自治体における保育士確保策の有無や園の給与）で候補を絞り、第2段階で園の雰囲気等を考慮し、さらに候補を絞る傾向が顕著になっていることを確認しています。（図表5）

全国的に保育士不足となっている中、厚木市においては令和6年度から「あつぎ手当」を創設し、毎年度最大50万円の手当が支給されるなど、保育士確保策は自治体間競争の様相を呈しています。こうした中でも、第1段階の条件面において、他市と比較して遜色ない保育士確保策を展開する必要があります。

【図表5 就職先を絞る際のポイント（第2回保育の質の向上に向けた意見交換会資料より）】



実際に「養成施設就職ガイダンス@東海大学」に参加した自治体と、他の県央8市の自治体が実施する施策を比較するため、本市が実施している就労促進給付金で見ると、「就労促進給付金等」、「給与上乗せ等」及び「引っ越し費用支援」においては、厚木市などの手厚い施策を実施している自治体には劣るもの、相対的に比較しても遜色ない制度となります。

しかし、間接的に保育士への住宅補助となる「宿舎借り上げ支援事業」において、これを実施していない自治体は、本市と平塚市のみ（※ただし平塚市は他のメニューが手厚い）となっており、不利な状況といえます。（図表6）

【図表6 近隣市の保育士確保策】

【東海大就職ガイダンス(R7.7.15)参加自治体】

市名	園向け		保育士向け					就職促進貸付金
	確保費用(派遣・広告等)	就労促進給付金等	給与上乗せ等	奨学金返済支援	復職者支援	引っ越し費用支援	宿舎借り上げ支援事業	
1 海老名			○ 20万4千円(毎年)				○ 最大7万円/戸・月	
2 厚木			○ 最大50万(毎年)	○ 最大60万(3年)	○ 一律10万円	○ 最大20万円	○ 最大4万6千円/戸・月	
3 伊勢原							○ 最大4万3千円/戸・月	
4 平塚		○ 36万円(3年)		○ 最大100万円(5年)				○ 100万円(5年の就労で返済不要)
5 茅ヶ崎		○ 20万円(2年)					○ 最大7万3千円/戸・月	
6 秦野	○ 20万円(3年)					○ 給付金で加算あり		

【他の県央8市 自治体】

市名	園向け		保育士向け					就職促進貸付金
	確保費用(派遣・広告等)	就労促進給付金等	給与上乗せ等	奨学金返済支援	復職者支援	引っ越し費用支援	宿舎借り上げ支援事業	
1 相模原			○ 2万1千円(毎月)				○ 最大5万4千円/戸・月	
2 大和	○ 最大50万円/年						○ 最大25万8千円/施設・月	
3 座間							○ 最大6万1千円/戸・月	
4 綾瀬			○ 1万円(毎月)	○ 最大60万(3年)			○ 最大4万円/戸・月	

手厚い自治体には劣るもの、相対的には遜色ないメニューとなっている

実質的な家賃補助の意味合いもある「宿舎借り上げ支援事業」を実施していない自治体は、本市と平塚市のみ。※ただし平塚市は他のメニューが手厚い

#### 4 補助メニュー案の概要

人材確保が困難な園や、保育士の急な退職時等におけるセーフティーネットとして、派遣業務や紹介料への支援をメニュー化するとともに、派遣業務等を利用しない場合でも保育士確保の取組を推進できるよう、効果の高い求人サイト等への掲載料に対する支援をメニュー化することで、安定的な人材確保を促進します。

また、実質的な保育士への家賃補助として、宿舎借上げ支援事業を導入することで、相対的に他市と遜色ない保育士確保策を展開し、養成校の学生等へのPR効果を高めるものです。（図表7、8）

【図表7 メニュー全体像】

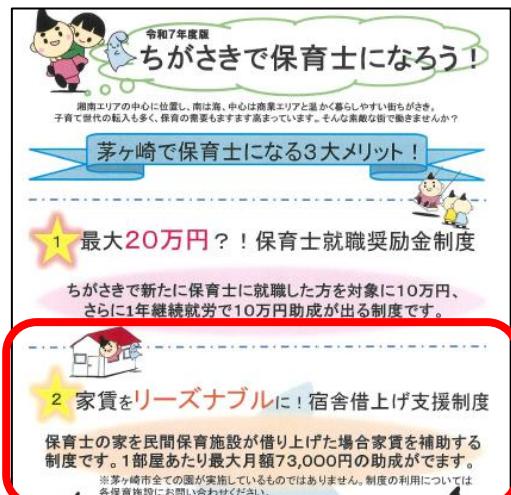
【東海大就職ガイダンス(R7.7.15)参加自治体】

市名	園向け		保育士向け				就職促進貸付金
	確保費用(派遣・広告等)	就労促進給付金等	給与上乗せ等	奨学金返済支援	復職者支援	引っ越し費用支援	
1 海老名		○ 20万4千円(毎年)					○ 最大7万円/戸・月
2 厚木		○ 最大50万(毎年)	○ 最大60万(3年)	○ 一律10万円	○ 最大20万円	○ 最大4万6千円/戸・月	○
3 伊勢原							○ 最大4万3千円/戸・月
4 平塚	○ 36万円(3年)		○ 最大100万円(5年)				○ 100万円(5年の就労で返済不要)
5 茅ヶ崎	○ 20万円(2年)						○ 最大7万3千円/戸・月
6 秦野	○ 最大50万円/年	○ 20万円(3年)			○ 最大20万円	○ 最大4万1千円/戸・月	

【他の県央3市自治体】 園向け、保育士向けの両面で保育士確保策が前進

市名	園向け		園向け、保育士向けの両面で保育士確保策が前進					
	確保費用(派遣・広告等)	就労促進給付金等	給与上乗せ等	奨学金返済支援	復職者支援	引っ越し費用支援	宿舎借上げ支援事業	就職促進貸付金
1 相模原			○ 2万1千円(毎月)				○ 最大5万4千円/戸・月	
2 大和	○ 最大50万円/年						○ 最大25万8千円/施設・月	
3 座間							○ 最大6万1千円/戸・月	
4 綾瀬			○ 1万円(毎月)	○ 最大60万(3年)			○ 最大4万円/戸・月	

【図表8 PR効果を高めるチラシ等の作成（例：海老名市、茅ヶ崎市）】



実質的な家賃補助としてチラシ等への記載が可能

(1) 保育士確保事業費（園向け・保育所等支援事業補助金メニューに追加）

ア 対象経費

(ア) 人材派遣会社等に支払う紹介手数料又は派遣業務利用料

(イ) 求人サイト掲載料等の広告に要した経費

イ 補助基本額（上限額）

1 施設当たり年間 500 千円

※県内で実施している藤沢市、大和市と同額

ウ 令和8年度事業費（概算）

31 施設×500 千円 = 15,500 千円

**【参考】**

**派遣会社への紹介料への支援**

**【紹介料目安】**

当該保育士の年収 × 20~40%

**【例】年収416万円（※） × 20~40% = 83.2万円～166.4万円**

※「令和6年度における私立保育所の運営に要する費用について」（令和6年8月1日付けこ成保第720号）に定める保育士の人事費（年額）

**派遣業務利用料への支援**

**【派遣時給目安】**

1,545円～2,400円

※複数の民間求人サイトから参照

**【一般的なパート時給目安】**

1,200円～1,478円

※複数の民間求人サイトから参照

**【差】345円～922円**

月120h（1日6h・月20日）労働の場合 = 41,400円～110,640円の差／月  
= 496,800円～1,327,680円の差／年

(2) 宿舎借り上げ支援事業補助金（保育士向け） ※国庫・県費対象

ア 対象経費

保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部

イ 対象者

(ア) 国庫対象

保育士として採用された日から起算して5年以内の常勤保育士

(イ) 県費対象

保育士として採用された日から起算して6～10年目までの常勤保育士

#### ウ 補助基本額（上限額）

「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定められた額

※令和7年度においては、一人当たり月額 55,000 円

#### エ 負担割合

##### (ア) 国庫対象

国 1/2、市 1/4、事業者 1/4

##### (イ) 県費対象

県 3/8、市 3/8、事業者 2/8

#### オ 令和8年度事業費（概算）

##### (ア) 国庫対象

総事業費 40人×55千円×12月=26,400千円

うち、市負担（1/4）分：6,600千円（a）

##### (イ) 県費対象

総事業費 3人×55千円×12月=1,980千円

うち、市負担（3/8）分：743千円（b）

##### (ウ) 合計（a+b）

7,343千円

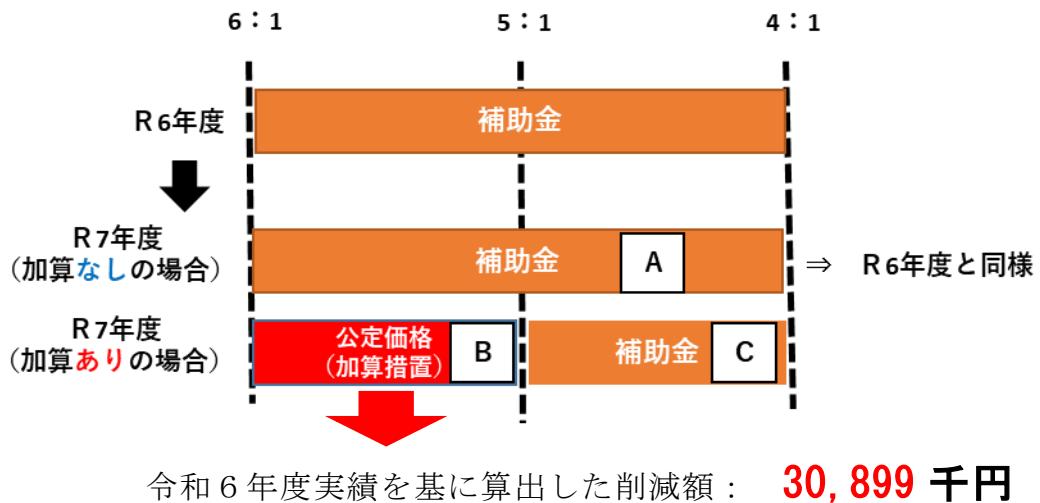
### 5 財源（公定価格の加算措置による市単削減額）

本市では、保育士の負担軽減を図り、安全な保育環境を確保するため、令和6年度から市単独補助金（保育所等支援事業補助金）メニューの一つである、「定数外保育士雇用費」の補助基準を見直し、1歳児の保育士配置を4対1とした場合に適用する「1歳児特別配置改善分」を導入しました。

しかし、令和7年度からは、国の公定価格が見直され、5対1までは加算措置が導入されました。このことにより、加算措置を受けた園に対しては、「1歳児特別配置改善分」における市負担額が減額されることとなるため、その差額を財源とするものです。

なお、その額については、令和6年度の実績を基に算出した加算措置見込額と、令和8年度の予算要求基準に基づく上限値（義務的経費等に当たるため、「令和8年度から 27年度までにおける義務的経費等の将来推計について（令和7年4月 28日付け財政課依頼）」に対して回答した数値）との差額としています。

【イメージ図】



※令和8年度予算ベース（財政推計回答値）で比較

## 秦野市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱（案）

(令和8年4月1日施行)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、保育士等の人材確保並びに就業継続及び離職防止を図り、保育士等が働きやすい環境を整備するため、保育士等の宿舎を借り上げた保育所等の事業者に対して、補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号。以下「規則」という。）第19条の規定により必要な事項を定める。

## (補助対象施設)

第2条 補助対象施設とする保育所等は、市内に所在する次に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定により認定こども園の認定を受けた保育所、同法第17条第1項の規定により設置された幼保連携型認定こども園及び同法第34条第3項の規定により設置された公私連携幼保連携型認定こども園（いずれも保育利用定員30名以上の施設に限る。）
- (3) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業を運営する事業所

2 前項の規定にかかわらず、補助の対象とする保育所等の事業者が本市に納付すべき市税等を滞納しているときは、この要綱による補助の対象としない。

## (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育施設を設置運営する者が第5条に定める対象保育士等を居住させるための宿舎（当該対象保育士の雇用主及びその関係者が所有するものを除く。以下「宿舎」という。）を借り上げる事業とする。

## (補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する補助対象事業を行う者とし、次の各号のすべてに該当する者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

- (1) 本市内に借り上げている宿舎を有すること。

(2) 雇用した対象保育士等を前号の宿舎に居住させていること。

(補助対象保育士等)

第5条 補助の対象となる者は、補助対象事業者に雇用され、本市内に所在する保育施設に勤務する保育士等で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 児童福祉法第18条の6に規定する保育士資格を有するもの。
- (2) 月120時間以上保育業務に従事している者。
- (3) 保育士等が住宅手当及びこれに類する手当等の支給を受けていないこと。
- (4) 雇用開始された日の属する会計年度から起算して10年以内であること。

(補助金の交付対象となる経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施年度における宿舎の借り上げに要する賃借料及び共益費又は管理費（以下「賃借料等」という。）とする。ただし、対象保育士等が居住していない期間の賃借料等又は対象保育士の居住期間が1か月に満たない月の賃借料等は補助対象としない。

2 対象保育士等から賃借料等を徴収している場合は、当該賃借料等の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和5年10月12日こ成事第520号）」別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定められた月額の補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とする。

2 前項により算出した補助金の総額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに規則第4条に規定する補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 宿舎に係る賃貸借契約書の写し
- (4) 対象保育士等の雇用を証明する書類（雇用開始日、雇用条件及び就業

場所が確認できるもの。) の写し

- (5) 本人負担額確認票
- (6) 対象保育士等の住民票の写し
- (7) 保育士等の資格を証明する書類の写し
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(補助金交付決定)

第9条 前条の規定により、補助金交付の申請があった場合は、審査の上、交付の可否を決定し、秦野市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

(補助金の交付時期)

第10条 補助金の交付時期は、第9条の規定により交付決定した年度の年度末とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、本市の会計年度が終了した日から14日以内に規則第13条に規定する事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 実績報告書（第4号様式及び別紙）
- (2) 収支決算書（第5号様式）
- (3) 補助対象事業者が宿舎借り上げに係る賃借料等を支払ったことを証明する書類（領収書等）の写し

(交付決定の取り消し)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合。
- (2) 書類の記載事項について事実と相違した場合。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、取り消しに係る部分について、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

〈保育対策総合支援事業費補助金〉 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

## 事業の目的

- 保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

## 事業の概要

- 保育所、認定こども園等に対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する。

【対象者】 保育士として採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士

※ 本事業を利用し退職した場合は、その後、対象とすることはできない（一人1回限り）。

※ やむを得ない事情による退職と認められる場合に限り、再度対象者とすることができることとし、この場合の対象期間は、5年から、退職した保育所で採用された日から本事業を利用し退職するまでの期間を除く期間とする。

※ 令和6年度以前に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、本事業を利用した年度の対象期間の年数を適用

## 実施主体等

【実施主体】 市区町村（※）

※「保育提供体制の確保のための実施計画」採択自治体

【補助基準額】 月額75,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助率】 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

※ 特別区及び財政力指数が1.0を超える自治体の場合 国：1／3、市区町村：5／12、事業者：1／4

**見直し 令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、補助率を見直し**

令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。

・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。